

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 A & D ホロンホールディングス（英文では A&D HOLON Holdings Company, Limited）と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことならびに国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することにより当該会社又は事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 電子応用機器の設計製造販売
- (2) 電気計測器の設計製造販売
- (3) 計量器の設計製造販売
- (4) デジタル血圧計の設計製造販売
- (5) 電子医療機器の設計製造販売
- (6) 各種健康機器の設計製造販売
- (7) 前各号の機械器具・計測器・計量器およびこれらの部品の輸出入ならびに販売
- (8) 動産または不動産の賃貸ならびに管理
- (9) 計量器の検定
- (10) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と

併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する手続きならびに手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集および招集地)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 招集地は、東京都または、埼玉県とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の決議に基づきあらかじめ取締役会が定める代表取締役が招集しその議長に任ずる。ただし当該代表取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がその任にあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会毎に当社に代理権を証明する書面を差し出すことを要する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社に取締役10名以内を置く。

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議によって取締役会長および取締役副会長を選定することができる。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役の補欠選任)

第23条 取締役に欠員を生じたときは補欠選任を行う。ただし法定の員数を欠かず、かつ業務に差しつかえを生じないときは、次の株主総会または改選期まで、その選任を延期することができる。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は法令または本定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に定める当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集しその議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるもの

を除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の補欠選任)

第34条 監査役に欠員を生じたときは補欠選任を行う。ただし法定の員数を欠かず、かつ業務に差しつかえを生じないときは、次の株主総会または改選期まで、その選任を延期することができる。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を1名以上選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第47条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第48条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れるものとする。

2. 剰余金の配当および中間配当には、利息をつけないものとする。